

# 地域県土警察常任委員会資料

(令和6年5月21日)

[件名]

- 鳥取県と広島県との「総合防災情報システムの構築に関する協定」  
の締結について  

(危機対策・情報課) … 2
- 島根原子力発電所の安全対策等の状況について (第26報)  

(原子力安全対策課) … 3
- 鳥取県原子力安全顧問の自己申告について  

(原子力安全対策課) … 5
- 消防防災航空センターホームページにおける個人情報の漏えいについて  

(消防防災課) … 6

## 危機管理部

# 鳥取県と広島県との「総合防災情報システムの構築に関する協定」の締結について

令和6年5月21日

危機対策・情報課

本県と総合防災情報システムを共同で運用する広島県と共同構築にあたって必要な事項を確認するため、「総合防災情報システムの構築に関する協定」を締結しました。

## 1 締結式の開催概要

- (1) 日時 令和6年4月19日（金）午前9時～
- (2) 場所 広島県庁 第1会議室（広島市）
- (3) 出席者 鳥取県知事 平井 伸治  
広島県知事 湯崎 英彦



## 2 協定の概要

「総合防災情報システム」の構築にあたって必要な事項を定める。

- ・有効期間 令和6年4月19日から令和7年3月31日まで（システムの構築業務期間）
- ・責務 両県は、共同利用に向けて、総合防災情報システムの構築が円滑に行われるよう、相互に協力する。
- ・幹事県 当該協定を円滑に実施するため、幹事県を置き、広島県を指定。（システムの構築に関する総合調整、調達、契約を行う。）
- ・費用の負担 システムの構築に要する費用は、両県が均等に負担することを基本とする。
- ・知的財産権 システム構築業務に係る成果物の著作権及び二次的著作物の著作権は、権利譲渡不可能とされたもの以外は、両県に帰属し、均等に保有する。
- ・運用に関する協定 システムの共同運用に関する協定については、両県で別に協定を締結し、これを実施する。

## 3 総合防災情報システムの概要等

○デジタルで災害対応を効率化・高度化し、迅速に意思決定ができる。

- ・クラウドシステムとして構築し、本県と広島県で共同利用する。
- ・気象情報や被害情報等、各種情報を総合防災情報システムへ集約し、地図上へ重ね合わせて表示することで概況を視覚的に把握できる。
- ・集約した情報を時系列的又は事案毎に整理でき、事案毎の対応状況を情報の錯綜なくとりまとめることができる。
- ・被害報の自動生成や、各種情報の自動集計及び帳票出力が可能となる。
- ・必要な情報については自動連携し、行政機関や関係機関への情報伝達・共有及び外部への情報配信を行うことができる。（自衛隊、消防、警察との連携も調整中。）
- ・システムの共同利用により、大規模災害発生時の広域応援の円滑化及び迅速化、構築・運用経費の低減が期待できる。

## 4 今後の予定

- ・令和6年秋頃 広島県とシステムの運用に関する協定を締結
- ・令和7年4月 運用開始

## 島根原子力発電所の安全対策等の状況について（第26報）

令和6年5月21日

原子力安全対策課

島根原子力発電所に係る原子力規制委員会による審査状況等は次のとおりです(前回報告は4月19日)。

### 1 島根原子力発電所2号機

令和3年9月15日発電用原子炉設置変更許可。令和5年8月30日設計及び工事の計画認可。

#### (1) 保安規定変更認可申請の審査

平成25年12月25日申請。

補正書提出3回、審査会合5回、ヒアリング31回（5月17日現在）。

4月25日に中国電力は保安規定変更認可申請書の補正書（3回目）を提出した。今回の補正は2月22日の審査会合で説明した組織見直し（原子力安全文化の監視・評価を行う部門設置等）を反映したものの。

#### (2) 安全対策工事等

4月30日に中国電力は、安全対策工事完了予定時期等を見直すとした使用前確認申請書の変更を提出した。変更の理由は、再稼働に向けた設備点検との輻輳により安全対策工事が長期化する見通しとなったため。

【安全対策工事完了】	2024年5月	→	2024年10月
【燃料装荷開始】	2024年6月	→	2024年10月
【原子炉起動】	2024年8月	→	2024年12月
【発電機並列（再稼働）】	2024年8月	→	2024年12月
【営業運転再開】	2024年9月	→	2025年1月

#### (3) 特定重大事故等対処施設及び所内常設直流電源設備（3系統目）の審査

平成28年7月4日申請。補正書提出1回、審査会合23回。

5月17日に23回目の審査会合（非公開）が開催された

#### (4) 高経年化対策

平成30年2月7日申請。補正書提出5回、審査会合10回。

4月24日に高経年化対策に係る保安規定変更が認可<sup>※</sup>された。運転開始後30年目以降の劣化の予測・評価を踏まえた島根2号機の施設の管理方針が確認された。

※ GX脱炭素電源法（令和5年5月31日成立）改正前の旧制度に基づく手続き。運転を継続するには、令和7年6月6日までに原子炉等規制法に基づく長期施設管理計画の認可が必要。

### 2 島根原子力発電所3号機

平成30年8月10日申請。補正書提出2回、審査会合6回。

4月30日に中国電力は、新規制基準に係る審査期間を加味し、安全対策工事の完了時期を2025年度上期から2028年度目途に見直した。

### 3 島根原子力発電所1号機廃止措置計画の第2段階への移行

令和5年12月11日申請。審査会合1回。ヒアリング3回。

5月17日に、第2段階（原子炉本体周辺設備等解体撤去期間）へ移行するための廃止措置計画の変更認可申請が認可された。今後、廃止措置の第2段階へ移行する。

- （第2段階の概要）
- ・使用済燃料を搬出する。
  - ・管理区域内の設備を解体して撤去する。
  - ・汚染状況の調査・除染を行う（第1段階からの継続）。
  - ・廃止措置計画の第2段階の期間は2035年度までの12年間

#### 4 その他（島根原子力発電所2号機タービン建物での火災）

4月30日、2号機タービン建物のヒータールームの仮設分電箱で焦げ跡が確認され、公設消防により「火災」と判断された。鳥取県は同日、安全協定に基づく立入調査を行った。米子市と境港市の職員が立入調査に同行した。県から中国電力に対し、原因究明、再発防止対策及び結果報告を申し入れた。

##### （1）事案概要

- ア 発生日時 4月30日（火）午後3時44分頃
- イ 発生場所 島根原子力発電所2号機タービン建物2階ヒータールーム内（放射線管理区域内）
- ウ 現場状況 仮設分電箱内で焦げ跡を確認。消火活動はなく、公設消防が火災と判断。

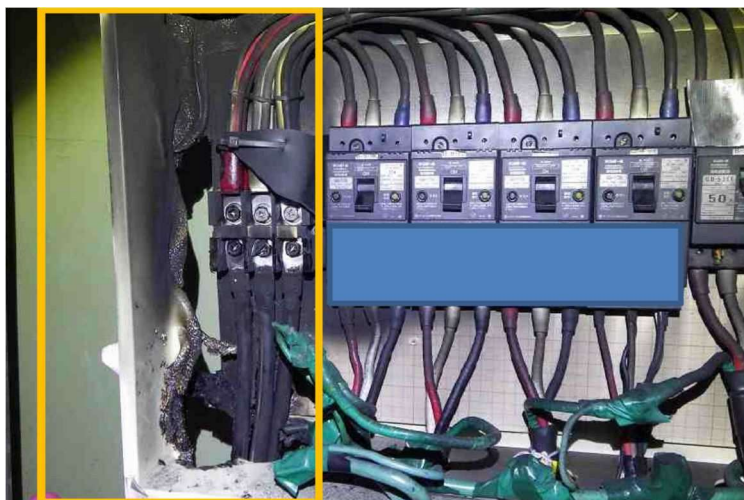
##### （2）立入調査

- ア 調査日時 4月30日（火）午後7時～午後8時15分
- イ 立入者 鳥取県職員（米子市と境港市の職員が同行。鳥根県は別途実施）
- ウ 調査結果 火災（焦げ跡）が確認された現場を確認し、中国電力から発生の経緯や今後の対応等を聞き取り。

- 安全対策工事（耐震工事）用の溶接作業の電源を供給するために設置した仮設分電箱（縦約45cm×横約60cm×幅約20cm、プラスチック製）の一部（縦約25cm×横約5cm）が溶けた。
- 現段階で原因を調査中で、中国電力は今後、消防や警察と連携しながら原因究明を行い、再発防止策を行う予定。
  - ※ 消防が当該分電箱を持ち帰り検証予定。
- この事案による負傷者はなく、放射能による外部環境への影響はない。

##### （3）事案経過

- 15:44 防火管理者が焦げ跡を確認
- 15:48 中国電力が松江市消防本部に通報
- 15:54 中国電力から鳥取県に事案発生の情報連絡（第1報）
- 15:59 松江市消防本部が発電所に到着
- 17:06 松江市消防本部が現場で「火災」と判断
- 17:12 中国電力から鳥取県に「火災」判断の情報連絡（第2報）
- 19:00 鳥取県が立入調査（20:15終了）



# 鳥取県原子力安全顧問の自己申告について

令和6年5月21日

原子力安全対策課

本県が実施する平常時及び緊急時における環境放射線等のモニタリング、原子力災害その他の緊急時における防災対策、本県に影響を及ぼす原子力施設の安全対策等について、技術的観点から幅広く指導、助言等を得ることを目的として、鳥取県原子力安全顧問（以下「顧問」という。）を設置しています。

この度、鳥取県原子力安全顧問設置要綱に基づき、委嘱中の全顧問17名から自己申告書の提出を受け、顧問の中立性及び公平性について確認しました。

## 1 確認の内容

### (1) 申告項目

①令和5年度中における顧問個人の研究又はその所属する研究室等に対する原子力事業者等からの寄附の状況

②令和5年度中における顧問の所属する研究室等を卒業した学生の原子力事業者等<sup>※</sup>への就職状況

※原子力事業者等：営利を目的として、原子力に係る製錬、加工、貯蔵、再処理若しくは廃棄の事業を行う者、原子炉を設置する者、外国原子力船を本邦の水域に立ち入らせる者、核原料物質若しくは核燃料物質の使用を行う者又は原子炉の建設工事を請け負う者という。

### (2) 申告内容

(令和6年4月1日現在)

顧問名	所属・役職	①寄附状況	②卒業生の就職状況
占部 逸正	福山大学名誉教授	なし	なし
遠藤 暁	広島大学・教授	なし	なし
藤川 陽子	京都大学複合原子力科学研究所・教授	なし	なし
甲斐 倫明	日本文理大学・教授	なし	なし
神谷 研二	公益財団法人放射線影響研究所・理事長	なし	なし
富永 隆子	量子科学技術研究開発機構・グループリーダー	なし	なし
吉田 賢史	鳥取大学医学部附属病院・教授	なし	なし
西田 良平	鳥取大学名誉教授	なし	なし
香川 敬生	鳥取大学・教授	なし	なし
片岡 勲	原子力安全システム研究所・技術システム研究所長	なし	なし
北田 孝典	大阪大学・教授	なし	三菱重工(2名) ホ・シー・エル(1名)
牟田 仁	東京都市大学・教授	なし	東京電力HD(2名) 東芝エネルギーシステムズ(1名) 日立プラントコンストラクション(1名)
望月 正人	大阪大学・教授	なし	なし
吉橋 幸子	名古屋大学・教授	なし	なし
河野 勝宣	鳥取大学・准教授	なし	なし
佐々木 隆之	京都大学・教授	なし	日立製作所(1名)
梅本 通孝	筑波大学・准教授	なし	なし

## 2 参考：鳥取県原子力安全顧問設置要綱（抜粋）

(顧問の委嘱手続等)

第5条 (略)

2 知事は、顧問に対して、次に掲げる事項を記載した申告書を毎年4月30日までに提出するよう求める。

(1) 申告を行う前年度における顧問個人の研究又はその所属する研究室その他の研究機関に対する原子力事業者等からの寄附について、その対象となった研究の名称、寄附者及びその寄附金額

(2) 申告を行う前年度において、顧問の所属する研究室等を卒業した学生が就職した原子力事業者等の名称及び就職者数

3 顧問は、前条の欠格事由に該当すると思料するときは、速やかに、顧問を辞職することを知事に申し出るものとする。

4 知事は、顧問に委嘱している者から第1項第2号及び第3号並びに第2項の規定により申告された事項を公表する。

# 消防防災航空センターホームページにおける個人情報の漏えいについて

令和6年5月21日  
消 防 防 災 課

消防防災航空センターがとりネット（県ホームページ）で公開しているヘリコプターの「運航の手引き」の中に、実際の救助事案の報告書を添付していたため、要救助者の個人情報がインターネット上に漏えいしました。

該当者には、消防防災航空センターより状況を説明し、謝罪しました。また、インターネット上に残っていた個人情報のデータも削除されていることが確認できました。

今後、同様な事案が起きないように再発防止対策を講じて個人情報の適切な管理に努めます。

## 1 事案の概要

消防防災航空センターでは、災害発生時に効果的かつ安全に活動するための基本的事項を「運航の手引き」としてまとめ、ホームページで広く一般の方へ公開している。

このうち「鳥取県消防防災ヘリコプター運航管理要綱」に実際の緊急運航時の報告書を添付していたため、要救助者の個人情報がインターネット上に漏えいした。

## 2 漏えいした個人情報及び期間

(1) 漏えいした個人情報（要救助者1名）

- ①住所、氏名、電話番号、生年月日、遭難の日時・場所、傷病者の状況
- ②接触時の状況及び対応

(2) 漏えいしていた期間 令和5年2月18日～令和6年3月10日

- ・このうち令和5年2月18日から令和6年2月25日までは、①②とも個人情報をPDFファイル上で白塗り（一部非開示）した状況で公開した（画面上では見えないが、データとしては確認できる状態）。
- ・令和6年2月25日の更新時に白塗りの位置がずれ、①の情報がホームページ上で閲覧できる状況になっていた。

## 3 経過

- ・令和6年3月10日に、隊員が消防防災航空センターホームページ上の当該ファイルに個人情報が記載されていることに気づき、ホームページから個人情報が含まれたファイル及び当該ファイルへのリンクを削除した。  
※ホームページ上のファイルは削除したが、記載されていたデータがインターネット上に残っており、検索は可能な状況であった。
- ・消防防災航空センター所長から該当者に連絡し、情報漏えいを謝罪した（後日、文書で謝罪するとともにホームページに掲載していた情報を説明）。
- ・5月、インターネット上に残っていた個人情報のデータが削除されたことを確認した。  
第3者が当該個人情報を閲覧したり、他のサイトにデータを転載した情報は入っていない。

## 4 発生原因

(1) 情報セキュリティ管理に関する意識の低さ、手順・ルールの認識不足

- ・隊員がPDFファイル等の「非公開情報の上に図形等をかぶせ、人が読めなくする方法では、データを消したことになる」という認識が不足していたため、個人情報の入った報告書を白塗りした様式を作成した。

(2) 決裁過程及び公開前におけるチェック不足

- ・紙文書で回覧・決裁を行っており、個人情報が白塗りで隠されていることに気付くことができなかった。
- ・白塗りの位置がずれて個人情報が閲覧できる状態となっていることに気付かず掲載した。

## 5 再発防止策

(1) 情報セキュリティ管理に関する意識の低さ、手順・ルールの認識不足

- ・情報セキュリティ管理の基本について隊員に周知し、情報セキュリティへの意識を高め、個人情報が含まれているファイルは公開用文書の作成に利用しないよう徹底する。

(2) 決裁過程及び公開前におけるチェック不足

- ・ホームページで公開する文書は必ずデータで確認するよう回覧・決裁の仕方を見直す。
- ・他の隊員による最終確認を徹底する。